

男鹿市規則第 10 号

男鹿市行政協力事務交付金に関する規則の一部を改正する規則

男鹿市行政協力事務交付金に関する規則（令和 3 年男鹿市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前	
附 則 1 （略） （この規則の失効） 2 この規則は、 <u>令和 9 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 （略） （この規則の失効） 2 この規則は、 <u>令和 6 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。 <u>（経過措置）</u> 3 <u>令和 3 年度及び令和 4 年度において、第 3 条の規定に定める交付金の額が令和 2 年度に支給した廃止前の男鹿市町内会交付金交付要綱（令和 2 年男鹿市告示第 7 号）第 2 条に定める交付金（以下「町内会交付金」という。）の額より著しく減少する町内会等（次表において「激変緩和措置対象町内会等」という。）には、第 4 条の規定による交付金の額にかかわらず、次表に定める交付金の額を交付するものとする。</u>	
	年度	令和 3 年度
	令和 4 年度	
	激変緩和措置対象町内会等	令和 3 年度における交付金の算定額が、令和 2 年度における町内会交付金の額の 70 パーセント未満である町
		令和 4 年度における交付金の算定額が、令和 2 年度における町内会交付金の額の 70 パーセント未満である町

改正後	改正前		
		内会等	内会等
	交付金の額	令和２年度における町内会交付金の額に100分の70を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）	令和２年度における町内会交付金の額に100分の60を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）と令和４年度における交付金の算定額のいずれか多い額
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。			

附 則
この規則は、公布の日から施行する。